

令和 7 年 12 月 10 日

令和 7 年広島県議会 12 月定例会議案（その 2）

広島県

令和七年広島県議会十二月定例会議案目次（その二）

県第九十号	広島県手数料条例等の一部を改正する条例……………	一
県第九十一号	広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例……………	六
県第九十二号	児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例……………	一一
県第九十三号	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	一六
県第九十四号	工事請負契約の締結について……………	一八
県第九十五号	財産の無償譲渡について……………	二〇
県第九十六号	権利の放棄について……………	二二
県第九十七号	公の施設の指定管理者の指定について……………	二五
県第九十八号	公の施設の指定管理者の指定について……………	二七
県第九十九号	公の施設の指定管理者の指定について……………	二九
県第 百 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	三一
県第百一号	公の施設の指定管理者の指定について……………	三三
県第百二号	公の施設の指定管理者の指定について……………	三五
県第百三号	公の施設の指定管理者の指定について……………	三七
県第百四号	公の施設の指定管理者の指定について……………	三九
県第百五号	公の施設の指定管理者の指定について……………	四一
県第百六号	公の施設の指定管理者の指定について……………	四三
県第百七号	公の施設の指定管理者の指定について……………	四五
県第百八号	公の施設の指定管理者の指定について……………	四七
県第百九号	公の施設の指定管理者の指定について……………	四九
県第百十号	公の施設の指定管理者の指定について……………	五一
県第百十一号	公の施設の指定管理者の指定について……………	五三
県第百十二号	公の施設の指定管理者の指定について……………	五五
県第百十三号	公の施設の指定管理者の指定について……………	五七
県第百十四号	行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について……………	五九
県第百十五号	行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について……………	六一
県第百十六号	当せん金付証票の発売総額について……………	六三

県第百十七号	指定都市高速道路の整備計画の変更の同意について.....	六五
報第 十六号	控訴の提起について.....	六七

県第九十号議案

広島県手数料条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和七年十二月十日

広島県知事 横 田 美 香

広島県手数料条例等の一部を改正する条例案
広島県手数料条例等の一部を改正する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第二条関係)			別表(第二条関係)		
法律名	事務の区分	手数料の名称	法律名	事務の区分	手数料の名称
建築基準法(略)	法第六条第一項(法第八十七条第一項の規定において準用する場合を含む。)の二百一十号。以下この項において「法」という。	(略)	建築基準法(略)	法第六条第一項(法第八十七条第一項の規定において準用する場合を含む。)の二百一十号。以下この項において「法」という。	(略)
(略)	法第七條の三第一項の特定工程を含む建築物以外の建築物について法第七條第一項の規定による建築物の完了検査の申請に係る計画に令第二百二十九條の三第一項各号に掲げる昇降機に係る部分が含まれる場合の当該申請に対する審査	(略)	(略)	法第七條の三第一項の特定工程を含む建築物以外の建築物について法第七條第一項の規定による建築物の完了検査の申請に係る計画に令第二百二十九條の三第一項各号に掲げる昇降機に係る部分が含まれる場合の当該申請に対する審査	(略)
(略)	法第七條の三第一項の特定工程を含む建築物について法第七條第一項の規定による建築物の完了検査の申請に係る計画に令第二百二十九條の三第一項各号に掲げる昇降機に係る部分が含まれる場合の当該申請に対する審査	(略)	(略)	法第七條の三第一項の特定工程を含む建築物について法第七條第一項の規定による建築物の完了検査の申請に係る計画に令第二百二十九條の三第一項各号に掲げる昇降機に係る部分が含まれる場合の当該申請に対する審査	(略)

法第七条の第三第二項の規定による建築物の中間検査の申請に係る計画に令第二百二十九条の三第一項各号に掲げる昇降機に係る部分が含まれる場合の当該申請に対する審査	(略)	法第十八条第二項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の建築等の計画の通知に係る計画に令第二百二十九条の三第一項各号に掲げる昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査	(略)	法第七条の第三第一項の特定工程を含む建築物以外の建築物についての法第十八条第二十項の規定による建築物の工事の完了の通知に係る計画に令第二百二十九条の三第一項各号に掲げる昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査	(略)	法第七条の第三第一項の特定工程を含む建築物についての法第十八条第二十項の規定による建築物の工事の完了の通知に係る計画に令第二百二十九条の三第一項各号に掲げる昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査	(略)	法第十八条第二十八項の規定による建築物の特定工程工事の終了の通知に係る計画に令第二百二十九条の三第一項各号に掲げる昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査	(略)	令第二百三十七条の十二第六項の規定による建築物の敷地と道路との関係に関する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	(略)	令第二百三十七条の十二第六項の規定による建築物の敷地と道路との関係に関する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

法第七条の第三第二項の規定による建築物の中間検査の申請に係る計画に法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合の当該申請に対する審査	(略)	法第十八条第二項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の建築等の計画の通知に係る計画に法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査	(略)	法第七条の第三第一項の特定工程を含む建築物についての法第十八条第二十項の規定による建築物の工事の完了の通知に係る計画に法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査	(略)	法第七条の第三第一項の特定工程を含む建築物についての法第十八条第二十項の規定による建築物の工事の完了の通知に係る計画に法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査	(略)	法第十八条第二十八項の規定による建築物の特定工程工事の終了の通知に係る計画に法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査	(略)	令第二百三十七条の十二第六項の規定による建築物の敷地と道路との関係に関する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	(略)	令第二百三十七条の十二第六項の規定による建築物の敷地と道路との関係に関する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

令第百三十七条の十二第二項の規定による道路内における建築に関する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	(略)	(略)	令第百三十七条の十二第七項の規定による道路内における建築に関する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	(略)	(略)
---	-----	-----	---	-----	-----

（広島県道路占用料徴収条例の一部改正）

第二条 広島県道路占用料徴収条例（昭和二十八年広島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後										改正前									
別表（第二条関係）										別表（第二条関係）									
占用物件					占 用 料					占用物件					占 用 料				
(略)		単位			所 在 地		(略)			(略)		単位			所 在 地		(略)		
令第七条第十四号及び第十五号に掲げる施設		(略)			(略)		(略)			令第七条第十四号に掲げる施設		(略)			(略)		(略)		
備考（略）		(略)			(略)		(略)			備考（略）		(略)			(略)		(略)		

（広島県都市公園条例の一部改正）

第三条 広島県都市公園条例（昭和五十五年広島県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後										改正前									
別表第二（第十七条関係） びんご運動公園 一一八（略）										別表第二（第十七条関係） びんご運動公園 一一八（略）									
区 分					単位					区 分					単位				
専用入場料の場					利用料金の範囲					専用入場料の場					利用料金の範囲				
アマチュアスポーツに使用する場合					一時間につき 二六、〇〇〇円以内					アマチュアスポーツに使用する場合					一時間につき 二六、〇〇〇円以内				
アスチンポーツに使用する場合					一日につき 一三〇、〇〇〇円以内					アスチンポーツに使用する場合					一日につき 一三〇、〇〇〇円以内				
アマチュアスポーツに使用する場合					五二、〇〇〇円以内					アマチュアスポーツに使用する場合					五二、〇〇〇円以内				
アスチンポーツに使用する場合					一五六、〇〇〇円以内					アスチンポーツに使用する場合					一五六、〇〇〇円以内				
ボート					〇〇〇円以内					ボート					〇〇〇円以内				

備考 (略)	十 (略)	個人使用の場合																							
		入場料無料の場合																							
		入場料 アマ	チュ	アス	ポー	ツに	使用 する	場合	アマ	チュ	アス	ポー	ツに	使用 する	場合	外に	使用 する	場合	ツに	使用 する	場合	外に	使用 する	場合	
		一日に つき	一日に つき	一日に つき	一日に つき	一日に つき	一日に つき	一日に つき	一日に つき	一日に つき	一日に つき	一日に つき	一日に つき	一日に つき	一日に つき	一日に つき	一日に つき	一日に つき	一日に つき	一日に つき	一日に つき	一日に つき	一日に つき	一日に つき	
		二、 〇〇〇円以内	三、 〇〇〇円以内	一、 〇〇〇円以内	五、 〇〇〇円以内	二、 〇〇〇円以内	三、 〇〇〇円以内	一、 〇〇〇円以内	四、 〇〇〇円以内	三、 〇〇〇円以内	二、 〇〇〇円以内	一、 〇〇〇円以内	五、 〇〇〇円以内	二、 〇〇〇円以内	三、 〇〇〇円以内	一、 〇〇〇円以内	四、 〇〇〇円以内	三、 〇〇〇円以内	二、 〇〇〇円以内	一、 〇〇〇円以内	五、 〇〇〇円以内	二、 〇〇〇円以内	三、 〇〇〇円以内	一、 〇〇〇円以内	

備考 (略)	九 (略)												

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三條の規定は令和八年四月一日から施行する。

(提案理由)

道路法施行令の一部改正に伴い、新たに道路を占用できる物件とされた施設に係る道路
占用料の新設など必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第九十一号議案

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和七年十二月十日

広島県知事 横 田 美 香

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例
の一部を改正する条例案
広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例
の一部を改正する条例

第一条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第三条（略）	事務	第三条（略）	事務
五 （建築基準法関係） （1）―（11）（略） （12）政令第三百三十七条の十二第二十一項の規定による敷地と道路の関係に関する認定 （13）政令第三百三十七条の十二第十二項の規定による道路内の建築制限に関する認定 （14）―（17）（略）	市町	五 （建築基準法関係） （1）―（11）（略） （12）政令第三百三十七条の十二第六項の規定による敷地と道路の関係に関する認定 （13）政令第三百三十七条の十二第七項の規定による道路内の建築制限に関する認定 （14）―（17）（略）	市町

第二条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第二条（略）	事務	第二条（略）	事務
二十三の五 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）法第三十条の規定による雨	市町 東広島市		市町

(2) 水浸透阻害行為の許可 法第三十四条（第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による雨水浸透阻害行為の許可の条件の設定	(3) 法第三十五条（第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による雨水浸透阻害行為の協議	(4) 法第三十六条第二項（第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による雨水浸透阻害行為の許可又は不可の通知	(5) 法第三十七条第一項の規定による雨水浸透阻害行為の変更の許可	(6) 法第三十七条第三項の規定による雨水浸透阻害行為の軽微な変更の届出の受付	(7) 法第三十八条第一項の規定による雨水浸透阻害行為に関する工事の完了又は廃止の届出の受付	(8) 法第三十八条第二項の規定による雨水浸透阻害行為に関する工事の完了の検査	(9) 法第三十八条第三項の規定による雨水貯留浸透施設の標識の設置	(10) 法第三十八条第五項の規定による雨水貯留浸透施設の標識の移転等の承諾	(11) 法第三十八条第六項の規定による雨水貯留浸透施設の標識の設置に伴う損失の補償	(12) 法第三十八条第七項の規定による雨水貯留浸透施設の標識の設置に伴う損失の補償に係る協議	(13) 法第三十八条第八項の規定による雨水貯留浸透施設の標識の設置に伴う損失の補償に係る裁決の申請	(14) 法第三十九条第一項の規定による雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可	(15) 法第四十一条第一項の規定による雨水浸透阻害行為又は雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可
---	---	---	-----------------------------------	---	--	---	-----------------------------------	--	--	---	--	---	---

可の取消し及び許可に付した 条件の変更並びに工事その他 の行為に係る停止命令及び措 置命令 (16) 法第四十一条第二項の規定 による浸水被害の防止を図る ための措置の実施及び公告 (17) 法第四十一条第三項の規定 による標識の設置等による停 止命令又は措置命令をした旨 の公示 (18) 法第四十二条第一項の規定 による雨水浸透障害行為に係 る土地への立入検査 (19) 法第四十三条第一項の規定 による土地等に係る報告等の 徴収又は流出雨水量の増加を 抑制するために必要な助言若 しくは勧告 (20) 法第四十三条第二項の規定 による雨水貯留浸透施設等に 係る報告等の徴収又は雨水貯 留浸透施設が有する機能の保 全に必要な助言若しくは勧告 (21) (1)から(20)までに掲げるもの のほか、法の施行に係る事務 のうち、規則に基づく事務で あつて別に規則で定めるもの	三十五 本表中の権限のうち、次 に掲げるものに係る行政手続法 (平成五年法律第八十八号)第 十三条第一項の規定による聴聞 及び弁明の機会の付与 第二号(9)、(10)、(17)、(24及び(25)、 第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、 第三号の三(4)、第四号の二(5)及 び(6)、第五号(7)、第六号(3)、第 七号(10)から(13)まで、(15)、(16)、(49)、 (52)、(54)、(55)及び(63)、第八号の三 (80)、第八号の四(4)及び(9)、第八 号の六(9)、第八号の七(8)、(9)、 (12)及び(13)、第九号の二(2)、(3)、 (8)、(15)、(23)、(26)、(29)、(36)、(49)、 (50)、(59)、(63)及び(70)、第九号の三 (2)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13) 及び(14)、第九号の五の二(8)及び (10)から(13)まで、第九号の六(13)か ら(16)まで、第九号の六の二(22)、 (24)、(26)及び(35)から(38)まで、第十 号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、 (34)、(38)、(39)(勧告を除く。)、 (40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の 二(4)、第十一号の四(15)、第十一 号の四の二(32)から(36)まで、第十
--	--

(略)

三十五 本表中の権限のうち、次 に掲げるものに係る行政手続法 (平成五年法律第八十八号)第 十三条第一項の規定による聴聞 及び弁明の機会の付与 第二号(9)、(10)、(17)、(24及び(25)、 第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、 第三号の三(4)、第四号の二(5)及 び(6)、第五号(7)、第六号(3)、第 七号(10)から(13)まで、(15)、(16)、(49)、 (52)、(54)、(55)及び(63)、第八号の三 (80)、第八号の四(4)及び(9)、第八 号の六(9)、第八号の七(8)、(9)、 (12)及び(13)、第九号の二(2)、(3)、 (8)、(15)、(23)、(26)、(29)、(36)、(49)、 (50)、(59)、(63)及び(70)、第九号の三 (2)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13) 及び(14)、第九号の五の二(8)及び (10)から(13)まで、第九号の六(13)か ら(16)まで、第九号の六の二(22)、 (24)、(26)及び(35)から(38)まで、第十 号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、 (34)、(38)、(39)(勧告を除く。)、 (40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の 二(4)、第十一号の四(15)、第十一 号の四の二(32)から(36)まで、第十	
--	--

(略)

一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(38)、(39)、(45)、(50)、(51)、(54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、第十四号の二(9)、第十五号(4)、第十五号の二(6)、(7)及び(9)、第十六号(10)から(16)まで、第十六号の二(5)から(7)まで及び(14)、第十六号の二(20)から(22)まで、(31)、(48)から(50)まで及び(59)、第十六号の三(14)、(15)、(17)、(25)及び(26)、第十七号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(15)、(22)、(26)、(27)、(31)、(32)、(33)、(37)及び(39)、第十八号(28)、第十九号の二(2)、(3)、(49)、(50)、(53)、(66)、(67)、(68)、(72)、(73)、(76)、(79)、(80)、(87)及び(88)、第十九号の四(11)、第二十号(2)、第二十号の二(14)、(15)、(19)、(21)、(24)、(26)、(40)、(43)及び(47)、第二十一号(11)、(12)、(20)、(23)、(31)、(35)、(36)（勧告を除く。）、(42)及び(43)、第二十号の三(8)から(10)まで、(14)から(17)まで及び(23)から(26)まで、第二十号の四(3)、第二十一号の四(7)、(13)及び(16)、第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)及び(95)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の四(3)、第二十三号の五(15)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)

一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(38)、(39)、(45)、(50)、(51)、(54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、第十四号の二(9)、第十五号(4)、第十五号の二(6)、(7)及び(9)、第十六号(10)から(16)まで、第十六号の二(5)から(7)まで及び(14)、第十六号の二(20)から(22)まで、(31)、(48)から(50)まで及び(59)、第十六号の三(14)、(15)、(17)、(25)及び(26)、第十七号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(15)、(22)、(26)、(27)、(31)、(32)、(33)、(37)及び(39)、第十八号(28)、第十九号の二(2)、(3)、(49)、(50)、(53)、(66)、(67)、(68)、(72)、(73)、(76)、(79)、(80)、(87)及び(88)、第十九号の四(11)、第二十号(2)、第二十号の二(14)、(15)、(19)、(21)、(24)、(26)、(40)、(43)及び(47)、第二十一号(11)、(12)、(20)、(23)、(31)、(35)、(36)（勧告を除く。）、(42)及び(43)、第二十号の三(8)から(10)まで、(14)から(17)まで及び(23)から(26)まで、第二十号の四(3)、第二十一号の四(7)、(13)及び(16)、第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)及び(95)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)

附 則

公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は令和八年四月一日から施行する。

(提案理由)

知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するなどのため、この条例案を提出する。

県第九十二号議案

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和七年十二月十日

広島県知事 横 田 美 香

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営
に関する基準を定める条例等の一部を改正する条
例案

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営
に関する基準を定める条例等の一部を改正する条
例

(児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
(正)

第一条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(虐待等の禁止) 第十二条 児童福祉施設の職員は、利用者等に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他利用者等の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (入所した者及び職員の健康診断) 第十六条 (略) 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断又は健康診断(母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第十二条又は第十三条に規定する健康診断をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であつて、当該健康診断等がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。		(虐待等の禁止) 第十二条 児童福祉施設の職員は、利用者等に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他利用者等の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (入所した者及び職員の健康診断) 第十六条 (略) 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。	
児童が通学する学校	(略)	児童が通学する学校	(略)

における健康診断 乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診断	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
3—5 (略) (設備の基準) 第二十六条 乳児院（乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。）の設備の基準は、次のとおりとする。 一一三 (略)	
における健康診断	
3—5 (略) (設備の基準) 第二十六条 乳児院（乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）十人未満を入所させる乳児院を除く。）の設備の基準は、次のとおりとする。 一一三 (略)	

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年広島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(虐待等の禁止) 第八条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、法第二十七条の二第一項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第八条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の十各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（児童福祉法に基づく一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第三条 児童福祉法に基づく一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和七年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(虐待等の禁止) 第十四条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第十四条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指

定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第四条 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

(健康管理)

第三十一条 (略)

2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

(略)

障害児が通学する学校における健康診断

乳児又は幼児に対する健康診査

(略)

通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

3

(略)

改正前

(健康管理)

第三十一条 (略)

2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

(略)

障害児が通学する学校における健康診断

(略)

3

(略)

（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第五条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第六条 (略)	第六条 (略)
2 (略)	2 (略)

3 (略)
 一・二 (略)
 三 前二号の規定にかかわらず、乳児又は幼児(第二十六条第二項の表及び第四十五条第一項第二号において「乳幼児」という。)(のみの一の居室の定員は六人以下とし、一人当たりの床面積は三・三平方メートル以上とすること。
 四 (略)
 4・5 (略)

3 (略)
 一・二 (略)
 三 前二号の規定にかかわらず、乳児又は幼児(第四十五条第一項第二号において「乳幼児」という。)(のみの一の居室の定員は六人以下とし、一人当たりの床面積は三・三平方メートル以上とすること。
 四 (略)
 4・5 (略)

(健康管理)

(健康管理)

第二十六条 (略)
 2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)(が行われた場合であつて、当該健康診断等がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設の設置者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

第二十六条 (略)
 2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設の設置者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

(略)	(略)
障害児が通学する学校における健康診断	(略)
乳幼児に対する健康診査	入所した障害児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

(略)	(略)
障害児が通学する学校における健康診断	(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法等の一部が改正されたことに伴い、引用条項を整理するとともに、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことを踏まえ、乳幼児健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとするなど、関係条例の規定の整備を行うため、この条例案を提出する。

県第九十三号議案

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和七年十二月十日

広島県知事 横 田 美 香

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年広島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（設備及び職員の基準の特例） 第二十条（略） 2・3（略） 4 前項の規定は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第七項に規定する園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であつて、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。	（設備及び職員の基準の特例） 第二十条（略） 2・3（略） 4 前項の規定は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であつて、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（提案理由）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行うため、この条例案を提出する。

県第九十四号議案

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり主要地方道呉平谷線道路改良工事（R七―一工区鋼橋上部工）の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和七年十二月十日提出

広島県知事 横 田 美 香

一 工 事 名 主要地方道呉平谷線道路改良工事（R七―一工区鋼橋上部工）

二 工事場所 呉市上二河

三 請負金額 九〇七、三九〇、〇〇〇円

四 請負者 船橋市山野町二七番地

株式会社 横河ブリッジ

広島市西区観音新町一丁目二〇番二四号

エム・エムブリッジ株式会社

五 工 期 議決の日の翌日から

令和九年十月二十九日まで

(提案理由)

主要地方道呉平谷線道路改良工事（R七―一工区鋼橋上部工）の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

県第九十五号議案

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第六号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、県議会の議決を求める。

令和七年十二月十日提出

広島県知事 横 田 美 香

一 財産の表示

アプリケーション（みよしもののけ探索AR）の著作権のうち広島県が有する著作権（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二十七条及び第二十八条に規定する権利を含む。）

二 相手方 三次市

（提案理由）

3 D都市モデルのより一層の活用促進を図るため、賑わい創出を目的とした観光アプリケーションを開発し、運営を行っているが、当該アプリケーションについては、三次市が主体的に管理及び運営を行うことが適当と認められるので、この県有財産を同市に無償で譲渡するため、県議会の議決を求める。

県第九十六号議案

権利の放棄について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、次のとおり権利を放棄することについて、県議会の議決を求める。

令和七年十二月十日提出

広島県知事 横 田 美 香

一 放棄する権利

消滅時効の完成、債務者の免責決定の確定等により今後徴収の見込みのない債権

二 放棄する権利の表示

母子福祉資金貸付元利金	区分	調定年度	債権額
		平成三年度	二、八〇〇円
		平成四年度	五六、七〇〇円
		平成五年度	七五、六〇〇円
		平成六年度	七五、六〇〇円
		平成七年度	七五、六〇〇円
		平成八年度	一〇六、八〇〇円
		平成九年度	一四九、八〇〇円
		平成一〇年度	一四九、八〇〇円
		平成一一年度	一二六、七〇〇円
		平成一二年度	五四、七八八円
		平成一三年度	一二、六〇〇円
		平成一四年度	三三、六〇〇円
		平成一五年度	八一、〇〇〇円
		平成一六年度	七六、五〇〇円
		平成一七年度	五〇、四〇〇円
		平成一八年度	五〇、四〇〇円
		平成一九年度	五〇、四〇〇円
		平成二〇年度	五〇、四〇〇円
		平成二一年度	二五、二〇〇円
		平成二二年度	八、七〇〇円
		平成二三年度	三四、八〇〇円

広島県高等学校等奨学金	平成二八年度	二三〇、〇〇〇円
	平成二七年度	三一、〇〇〇円
県営住宅使用料	平成二六年度	六六、五〇〇円
	平成二五年度	二〇二、八〇〇円
	平成二四年度	八〇、〇〇〇円
	平成二三年度	三三、七二二円
	平成一八年度	六一、四〇〇円
職員の給与の過払に伴う返還金	令和六年度	四二二、三五七円
	令和五年度	二五五、三三〇円
中小企業支援資金貸付金	昭和六三年度	三一、九九九、〇〇〇円
	昭和六二年度	三九、七二八、〇〇〇円
	昭和六一年度	四六、二三六、〇〇〇円
	昭和六〇年度	四〇、九六三、三七九円
	平成一七年度	一、一二五、八四〇円
生活保護費戻入金及び返還金	平成九年度	六三八、〇〇〇円
	平成二六年度	五二、二〇〇円
	平成二五年度	八七、〇〇〇円

（提案理由）

税外債権の徴収整理を効率的に進めるため、消滅時効の完成、債務者の免責決定の確定等により今後徴収の見込みのない債権に関し、権利を放棄することについて、県議会の議決を求める。

県第九十七号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島県総合グラウンドの指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和七年十二月十日提出

広島県知事 横 田 美 香

一 公の施設の名称

広島県総合グラウンド

二 指定管理者となる団体の名称

大阪市中央区北浜四丁目一番二三号

ミズノスポーツサービス株式会社

大阪市中央区北浜四丁目一番二三号

美津濃株式会社

広島市中区基町四番一号

公益財団法人 広島県教育事業団

広島市中区南吉島一丁目二番三七号

株式会社 ユニサス

広島市西区南観音八丁目一〇番二八号

持続未来株式会社

三 指定の期間

令和八年四月一日から

令和十三年三月三十一日まで

（提案理由）

広島県総合グランドの指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第九十八号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島県民文化センターふくやまの指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和七年十二月十日提出

広島県知事 横 田 美 香

一 公の施設の名称

広島県民文化センターふくやま

二 指定管理者となる団体の名称

岡山市北区本町六番三六号

株式会社 ティ・シー・シー

岡山市北区表町二丁目一番一号

株式会社 天満屋

岡山市北区本町六番三六号

株式会社 天満屋テクノファシリティーズ

三 指定の期間

令和八年四月一日から

令和十三年三月三十一日まで

(提案理由)

広島県民文化センターふくやまの指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第九十九号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島県立文化芸術ホールの指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和七年十二月十日提出

広島県知事 横 田 美 香

一 公の施設の名称

広島県立文化芸術ホール

二 指定管理者となる団体の名称

広島市中区橋本町五番一一号

株式会社 R C C文化センター

広島市西区南観音八丁目一〇番二八号

持続未来株式会社

三 指定の期間

令和八年四月一日から

令和十三年三月三十一日まで

（提案理由）

広島県立文化芸術ホールの指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四條の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第百号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島県健康福祉センターの指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和七年十二月十日提出

広島県知事 横 田 美 香

一 公の施設の名称

広島県健康福祉センター

二 指定管理者となる団体の名称

広島市南区皆実町一丁目六番二九号

公益財団法人 広島県地域保健医療推進機構

三 指定の期間

令和八年四月一日から

令和十三年三月三十一日まで

(提案理由)

広島県健康福祉センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四
条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第百一号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島県立視覚障害者情報センターの指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和七年十二月十日提出

広島県知事 横 田 美 香

一 公の施設の名称

広島県立視覚障害者情報センター

二 指定管理者となる団体の名称

広島市東区戸坂千足二丁目一番五号

社会福祉法人 広島県視覚障害者団体連合会

三 指定の期間

令和八年四月一日から

令和十三年三月三十一日まで

(提案理由)

広島県立視覚障害者情報センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第百二号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島県立総合リハビリテーションセンターの指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和七年十二月十日提出

広島県知事 横 田 美 香

一 公の施設の名称

広島県立総合リハビリテーションセンター

二 指定管理者となる団体の名称

東広島市西条町田口二九五番三

社会福祉法人 広島県福祉事業団

三 指定の期間

令和八年四月一日から

令和十八年三月三十一日まで

(提案理由)

広島県立総合リハビリテーションセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第百三号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島県立福山若草園の指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和七年十二月十日提出

広島県知事 横 田 美 香

一 公の施設の名称

広島県立福山若草園

二 指定管理者となる団体の名称

東広島市西条町田口二九五番三

社会福祉法人 広島県福祉事業団

三 指定の期間

令和八年四月一日から

令和十八年三月三十一日まで

（提案理由）

広島県立福山若草園の指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第百四号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島県立松陽寮の指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和七年十二月十日提出

広島県知事 横 田 美 香

一 公の施設の名称

広島県立松陽寮

二 指定管理者となる団体の名称

東広島市西条町田口二九五番三

社会福祉法人 広島県福祉事業団

三 指定の期間

令和八年四月一日から

令和十八年三月三十一日まで

(提案理由)

広島県立松陽寮の指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第百五号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島県聴覚障害者センターの指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和七年十二月十日提出

広島県知事 横 田 美 香

一 公の施設の名称

広島県聴覚障害者センター

二 指定管理者となる団体の名称

広島市南区皆実町一丁目六番二九号

一般社団法人 広島聴覚障害者協会

三 指定の期間

令和八年四月一日から

令和十三年三月三十一日まで

(提案理由)

広島県聴覚障害者センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第百六号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島県立広島産業会館の指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和七年十二月十日提出

広島県知事 横 田 美 香

一 公の施設の名称

広島県立広島産業会館

二 指定管理者となる団体の名称

広島市中区千田町三丁目七番四七号

公益財団法人 ひろしま産業振興機構

三 指定の期間

令和八年四月一日から

令和十三年三月三十一日まで

（提案理由）

広島県立広島産業会館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第百七号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島県立ふくやま産業交流館の指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和七年十二月十日提出

広島県知事 横 田 美 香

一 公の施設の名称

広島県立ふくやま産業交流館

二 指定管理者となる団体の名称

広島市西区商工センター二丁目三番一号

株式会社 イズミテクノ

三 指定の期間

令和八年四月一日から

令和十三年三月三十一日まで

(提案理由)

広島県立ふくやま産業交流館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第百八号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島県栽培漁業センターの指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和七年十二月十日提出

広島県知事 横 田 美 香

一 公の施設の名称

広島県栽培漁業センター

二 指定管理者となる団体の名称

竹原市高崎町字西大乘新開一八五番地の一二

一般社団法人 広島県栽培漁業協会

三 指定の期間

令和八年四月一日から

令和十三年三月三十一日まで

(提案理由)

広島県栽培漁業センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四
条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第百九号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島観音マリーナの指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和七年十二月十日提出

広島県知事 横 田 美 香

一 公の施設の名称

広島観音マリーナ

二 指定管理者となる団体の名称

広島市南区宇品海岸一丁目一三番一三号
株式会社 ひろしま港湾管理センター

三 指定の期間

令和八年四月一日から

令和十八年三月三十一日まで

(提案理由)

広島観音マリーナの指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第百十号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島港における小型船舶特定係留施設及び五日市漁港フィッシャリーナの指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和七年十二月十日提出

広島県知事 横 田 美 香

一 公の施設の名称

広島港における小型船舶特定係留施設及び五日市漁港フィッシャリーナ

二 指定管理者となる団体の名称

広島市南区宇品海岸一丁目一三番一三号

株式会社 ひろしま港湾管理センター

三 指定の期間

令和八年四月一日から

令和十八年三月三十一日まで

(提案理由)

広島港における小型船舶特定係留施設及び五日市漁港フィッシャリーナの指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第百十一号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり福山港及び尾道糸崎港における小型船舶特定係留施設の指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和七年十二月十日提出

広島県知事 横 田 美 香

一 公の施設の名称

福山港及び尾道糸崎港における小型船舶特定係留施設

二 指定管理者となる団体の名称

福山市新涯町二丁目二三―一

株式会社 ベルポート広島

三 指定の期間

令和八年四月一日から

令和十八年三月三十一日まで

(提案理由)

福山港及び尾道糸崎港における小型船舶特定係留施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第百十二号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島県立みよし公園の指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和七年十二月十日提出

広島県知事 横 田 美 香

一 公の施設の名称

広島県立みよし公園

二 指定管理者となる団体の名称

鹿児島市宇宿二丁目一八番二七号

株式会社 セイカスポーツセンター

東京都中央区銀座六丁目一七番一号

鹿島建物総合管理株式会社

さいたま市中央区新都心一一番地二さいたま新都心LAタワー三〇F

株式会社 クリーン工房

三次市東酒屋町一八〇番地の四

有限会社 島原造園

三 指定の期間

令和八年四月一日から

令和十三年三月三十一日まで

(提案理由)

広島県立みよし公園の指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第百十三号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり県営平成ケ浜住宅及び県営平成ケ浜住宅駐車場（指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和七年十二月十日提出

広島県知事 横 田 美 香

一 公の施設の名称

県営平成ケ浜住宅及び県営平成ケ浜住宅駐車場

二 指定管理者となる団体の名称

広島市西区己斐本町二丁目一九番三号

広島県ビルメンテナンス協同組合

三 指定の期間

令和八年四月一日から

令和十二年三月三十一日まで

(提案理由)

県営平成ヶ浜住宅及び県営平成ヶ浜住宅駐車場の指定管理者を指定することについて、
地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第百十四号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

府中町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に関し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和七年十二月十日提出

広島県知事 横 田 美 香

府中町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成二十八年四月一日施行）の一部を次のように改正し、令和八年一月一日から施行する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（委託事務の範囲） 第一条 府中町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（府中町情報公開条例（令和七年府中町条例第二十三号）及び個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。	（委託事務の範囲） 第一条 府中町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（府中町情報公開条例（昭和五十八年府中町条例第十号）及び個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。

(提案理由)

府中町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更することに関し、同町と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第百十五号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

坂町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に関し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和七年十二月十日提出

広島県知事 横 田 美 香

坂町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成二十八年四月一日施行）の一部を次のように改正し、令和八年一月一日から施行する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（委託事務の範囲） 第一条 坂町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（坂町情報公開条例（平成十六年坂町条例第十二号）、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。	（委託事務の範囲） 第一条 坂町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（坂町情報公開条例（平成十六年坂町条例第十二号）、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び坂町特定個人情報保護条例（平成二十七年坂町条例第二十三号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。

(提案理由)

坂町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更することに関し、同町と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第百十六号議案

当せん金付証票の発売総額について

当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）第四条第一項の規定により、令和八年度に発売できる当せん金付証票の発売総額について、次のとおり県議会の議決を求める。

令和七年十二月十日提出

広島県知事 横 田 美 香

令和八年度に発売できる当せん金付証票の発売総額は、次のとおりとする。

一三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円以内

(提案理由)

令和八年度に発売できる当せん金付証票の上限額を定めるため、県議会の議決を求める。

県第百十七号議案

指定都市高速道路の整備計画の変更の同意について

広島高速道路公社から道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十六条第一項の規定により、指定都市高速道路の整備計画を変更することについて、同意を求められたので、次のとおり同意することについて、同条第二項の規定により県議会の議決を求める。

令和七年十二月十日提出

広島県知事 横 田 美 香

次の表の変更前の欄に掲げる事項を同表の変更後の欄に掲げる事項に傍線で示すように変更する。

変 更 後	変 更 前
五 工事の施行 広島高速三号線の一部の区間及び広島高速五号線については、差し当たり二車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの二車線を完成するものとする。	五 工事の施行 広島高速二号線及び広島高速三号線の一部の区間並びに広島高速五号線については、差し当たり二車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの二車線を完成するものとする。
六 新設又は改築に要する費用の概算額 四、八一〇億円	六 新設又は改築に要する費用の概算額 四、四九〇億円
七 その他必要な基本的事項 新設又は改築工事の着手及び完成予定年度 (一) (略) (二) 完成予定年度 令和十九年度	七 その他必要な基本的事項 新設又は改築工事の着手及び完成予定年度 (一) (略) (二) 完成予定年度 令和十年度

(提案理由)

広島高速道路公社から指定都市高速道路の整備計画を変更することについて同意を求められたので、これに同意することについて、県議会の議決を求める。

控訴の提起について

令和七年十二月十日提出

一 専決処分の内容

1
相手方

2 控訴の趣旨

広島地方裁判所令和五年(ワ)第一二五七号損害賠償請求事件につき、令和七年十月七日に県に対して言い渡された判決を取り消し、相手方の請求を棄却する旨の判決を求める。

3
管轄裁判所

広島高等裁判所

二 專決処分年月日

令和七年十月二十日

(提案理由)

原告 〇〇と被告広島県との広島地方裁判所令和五年(ワ)第一二五七号損害賠償請求事件につき、令和七年十月七日に県に対して言い渡された判決は不服であるため、控訴しようとしたものであるが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をしたので、今回報告し、県議会の承認を求める。